

学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領

平成23年3月31日
生涯学習政策局長裁定

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第22条の規定に基づき、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の趣旨

地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、授業等における学習補助や教員の業務補助などの学校支援、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等支援、親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援、子どもの安全確保のための見守り、子どもの健康等に関する指導助言等、様々な教育支援活動を行う。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3. 事業の内容

学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業は、次により実施する教育支援活動等とする。

(1) 推進委員会の設置等

都道府県等においては、域内の教育支援活動及び総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）等（以下「教育支援活動等」という。）の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、域内の教育支援活動等の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）や安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、教育支援活動等の総合的な推進を図る。

① 推進委員会の設置

ア 都道府県等は、域内の教育支援活動等の総合的な在り方の検討を行う推進委員会を設置する。なお、推進委員会は、地域の実情に応じ、推進委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

イ 推進委員会では、教育支援活動等の実施方針、安全管理方策、広報活動方策等の検討・策定や、指導者等研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 推進委員の選定に当たっては、地域全体で子どもたちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、

学校関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

②指導者等研修の実施

ア 都道府県等は、域内の市町村が配置するコーディネーターに対して、教育支援活動等の現状や方針、地域の協力者の人材確保方策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施することができる。

イ 都道府県等は、域内の市町村が実施する教育支援活動等に関わる安全管理員や教育活動支援員、学習アドバイザー等に対して、安全管理方策、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うことができる。

ウ 都道府県等は、域内の市町村における学校安全体制の整備のために登下校時の安全確保や防犯のための研修を行うことができる。

③学校保健の指導体制支援の実施

ア 都道府県等は、域内の市町村における養護教諭の未配置校等に対し、退職養護教諭等の専門性の高い人材をスクールヘルスリーダーとして派遣し、子どもの健康に関する指導助言を行うなど、学校保健の指導体制支援を行うことができる。

(2) 教育支援活動等の実施

市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する運営委員会の設置や、教育支援活動等の企画や学校・家庭・地域の調整等を行うコーディネーター等の配置、様々な教育支援活動の実施等を行う。

なお、都道府県等が教育支援活動等を実施する場合には、「市町村」を「都道府県等」と読み替えるものとする。

①運営委員会の設置

ア 市町村は、域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定に当たっては、地域全体で子どもたちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

②コーディネーター等の配置

ア 市町村は、コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携しながら、活動を行うものとする。コーディネーターの選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保ち、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

イ コーディネーターは、域内の教育支援活動等の連携についての調整の他、

学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行う。

ウ 市町村は、各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点などの指導と評価や、スクールガードに対する指導等を行うスクールガード・リーダーを配置することができる。

③教育支援活動の実施・運営

本事業における教育支援活動は、様々な体験・交流・学習活動等を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実と地域社会全体の教育力の向上を図ることを目的とし、以下の内容・機能を有する。

教育支援活動の実施・運営に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、地域の様々な方々の参画を得て、学校の支援や保護者等への相談などの活動を行う者（教育活動支援員）や、放課後等の支援活動において子どもたちの安全の管理を図る者（安全管理員）、学ぶ意欲のある子どもたちに学習機会を提供する者（学習アドバイザー）等を配置し、活動の充実を図ることとする。

ア 授業の補助、部活動の指導、図書の整理や読み聞かせ、花壇や樹木の整備等の校内の環境整備、学校行事の運営支援など、学校の要望に応じた学校の支援活動（学校支援地域本部）。

イ 放課後や週末等において、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等の支援活動（放課後子ども教室）。

ウ 家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供など、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援活動（家庭教育支援活動）。

エ 学校安全のために、登下校時におけるパトロールを行うなど、子どもの安全を見守る活動。

オ その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動。

（3）放課後等の教育支援活動備品の整備

①放課後等の教育支援活動備品の整備

（2）-③-イに基づく放課後等の支援活動（放課後子ども教室）を新たに実施するため、実施施設に必要な設備の整備（備品の購入）を開設初年度に限り行うことができる。（既存施設の改修を伴わないものに限る。）。

4. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6. 費用

(1) 国は、上記2～3の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

①都道府県等が実施する事業（その全部又は一部を委託して実施する場合も含む。）

②市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

①推進委員会の設置等にかかる経費

ア 推進委員会の設置経費

推進委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

イ 指導者等研修の実施経費

指導者等研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

ウ 学校保健の指導体制支援の実施経費

学校保健の指導体制支援の実施経費については、会議出席謝金、指導謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

②教育支援活動等の実施にかかる経費

ア 運営委員会の設置経費

運営委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

イ コーディネーター等の配置経費

コーディネーター等の配置人数については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

コーディネーターの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は1,480円までを上限として積算することとする。

スクールガード・リーダーの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。

ウ 教育支援活動の実施・運営経費

教育活動支援員、安全管理員、学習アドバイザー等の配置人数について

は、各地域の実情（活動の実施日数や対象とする子どもの数等）に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

教育活動支援員、安全管理員、学習アドバイザー等の謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は安全管理員1, 330円、教育活動支援員、学習アドバイザー1, 480円までを上限として積算することとする。

なお、特別な催し物等を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われたいものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。なお、学校やPTAが使用するものと明確に区別し、まぎれないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

エ 旅費・交通費

校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費等について、積算することとする。地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。

③放課後等の教育支援活動備品の整備にかかる経費

ア 放課後等の教育支援活動備品の整備にかかる経費

具体的な備品については、以下のようなものが考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、経常的な使用が見込まれない備品については、学校等が所有している物品等が利用できる場合は極力当該備品を利用するなど、活動内容等に合わせた整備を行うこととする。

放課後等の教育支援活動（放課後子ども教室）1か所当たりの単価については、国の予算積算を参考に、各地域の実情（活動の実施日数や対象とする子どもの数等）に応じて積算しても差し支えない。

【開設備品の例】

カーペット、ロッカー、保管庫（事務資料等）、ノートパソコン、プリンタ、テレビ、エアコン（設置費用含む）、折りたたみ座卓、事務用机、椅子、冷蔵庫、スポーツ用具など

7. その他留意事項

本事業の実施に当たっては、学校・家庭・地域の連携協力推進事業における本事業以外の事業との連携に努めることとする。

また、国において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図

るため、都道府県、市町村においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について国に報告することとする。